第九条を削る。

第八条に見出しとして「（給付金の支給）」を付し、同条第一項中「国は」の下に「、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため」を、「除く」の下に「。第二十九条第一項において同じ」を加え、「所有者等が」を「当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この条において「引渡日」という。）以後」に、「当該返還を受けた日（以下この条において「返還日」という。）」を「引渡日」に改め、「翌日から」の下に「起算して」を加え、同条第二項中「返還日の属する」を「当該土地の返還を受けた日の属する」に改め、「昭和二十七年法律第百四十号」の下に「。以下この項、次条第二項及び第二十九条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。」を加え、「同法」を「駐留軍用地使用等特別措置法」に、「返還日の翌日から」を「引渡日の翌日から」に、「三年以上」を「起算して三年以上」に改め、「から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額」を削り、同条第三項中「から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額」及び「から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（支障除去措置の実施期間中の補償金）

第十一条　国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受けた日（次項において「返還日」という。）後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする。

2　前項の補償金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金。）の一日当たりの額に当該土地を使用することができない期間の日数を乗じて得た額とする。

第六条第一項中「以下「日米地位協定」という。」を「第三十一条第二項において「日米地位協定」に、「について」を「の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため」に改め、「実施計画（以下」の下に「この条及び第十一条第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三　第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

第六条第二項に次の一号を加える。

四　第一号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針

イ　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。ロにおいて同じ。）による土壌の汚染の状況

ロ　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況

ハ　不発弾その他の火薬類の有無

ニ　廃棄物の有無

ホ　その他政令で定める事項

第六条第四項中「返還実施計画について」を「前項の規定により意見を聴かれた場合において」に、「所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。）」を「所有者等」に改め、同条第五項中「者が意見を申し出ようとする場合には」を「者は」に、「所有者」を「所有者等」に、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、同条第七項中「前四項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があったときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。

第六条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん）

第九条　沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であって安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十二条第一項において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

2　国は、前項の規定によるあっせんの申請を受けた場合には、当該申請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせんを行わなければならない。

3　国は、第一項の規定によるあっせんの申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあった場合には、あっせんの状況について通知するものとする。

第五条を削る。

第四条の見出し中「駐留軍用地」の下に「又は駐留軍用地跡地」を加え、同条中「所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）」を「所有者等」に、「第十条」を「第二十条第一項」に、「第十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　返還実施計画等

第三条中「相協力しなければ」を「相互に協力しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

（基本理念）

第三条　駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。

2　国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。

3　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　沖縄県及び関係市町村は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。